

令和5年度第2回都市計画審議会

1. 開催日時 令和6年2月15日(木曜日) 開会時間：午後2時00分
閉会時間：午後3時00分
2. 開催場所 可児市役所5階 全員協議会室
3. 出席委員 都市計画審議会 会長 伊藤 栄一
都市計画審議会 委員 倉内 文孝
黒見 敏丈
巢之内 亮
亀谷 光
川合 敏己
松尾 和樹
田上 元一
市原 征伸
加藤 幸治
傍島 茂夫
谷口 新二
菱川 幸夫
渡邊 雅美
4. 事務局 市長 冨田 成輝
建設部長 林 宏次
都市計画課長 柴山 正晴
都市政策係長 土田 茂紀
都市計画課都市政策係 島津 拓矢
5. 議案 諮問第1号 (仮称)可児御嵩インターチェンジ工業団地における
都市計画決定について
議第1号 可児都市計画用途地域の変更について
議第2号 可児都市計画特定用途制限地域の変更について
議第3号 可児都市計画地区計画の決定について
報告第1号 提案制度の受付について

6. 会議内容 以下のとおり

	【都市計画審議会 開会 午後2時00分】
事務局	開会を宣言
市長	開会に際しあいさつ
事務局	資料確認、本日の会議運営について説明し進行を会長へ引き継ぐ。
伊藤会長	諮問第1号「(仮称)可児御嵩インターチェンジ工業団地における都市計画決定について」を事務局より説明願う。
事務局	【諮問第1号】 資料1、2、3に基づき説明
伊藤会長	何かご質問等はないか。
田上委員	今回の該当地区については、岐阜県の屋外広告条例のモデル地区に指定されている。 この記載方法で整合性が図られているのか。
事務局	委員のご指摘通り岐阜県の屋外広告物条例のモデル地区に指定されている。 また、建物等の屋根や壁面は可児市の景観計画景観条例において、制限をしている。この2つの条例があるので、記載方法は問題ないと理解している。
田上委員	私が確認したいのは岐阜県の屋外広告物条例や可児市の景観計画条例の規制がなくなる事はないかという事だ。
事務局	岐阜県の屋外広告物条例や可児市の景観計画条例の規制がなくなる事はない。
伊藤会長	他に質問はないか。 諮問第1号につきまして(仮称)可児御嵩インターチェンジ工業団地における都市計画決定についてのご意見は出尽くしたということにする。

	<p>この審議の結果、原案の通り、認めることとする。 ご異議はないか。</p>
他の委員	異議なし
伊藤会長	「異議なし」と認め、原案の通り諮問事項に対して、答申という形で市長に申し述べることとする。
伊藤委員	報告第1号「提案制度の受付について」を事務局より説明願う。
事務局	【報告第1号】 資料4に基づき説明
伊藤委員	何かご質問等はないか。
田上委員	資料4の図面において、どの位置に何ができる見込みなのか。
事務局	オレンジ色の箇所注目して欲しい。 グラウンド北町駐車場という表記がある。この周辺エリアにソーラーカーポート付の駐車場を設置する計画がある。
田上委員	都市計画上でいえば集団規定となる。建築物であれば単体規定と言える。 本来であれば集団規定をする為に単体規定から引用するのは無理があると言える。 建築基準法上の「建築許可」で対応することも可能ではないか。 もちろん、周辺住民の皆様のご意向もある。この場では「意見」という形をとらせて頂く。
事務局	田上委員の言う通り、「建築許可」で対応できれば一番いい。 しかし、「建築許可」を得るためには、岐阜県との協議が必要になる。
田上委員	行政手続きが始まる前に岐阜県に確認する必要があるがいかがか。
事務局	所管課の建築指導課が確認したところハードルが高いと回答を得ている。

加藤委員	<p>太陽光発電設備の設置については規模的なことに注視する必要がある。</p> <p>なぜなら、この周辺に南側に向けて、太陽光発電設備を設置する事になる。そうすると住民の自宅に対して反射が出てくる。</p> <p>また、規模については、カヤバ(株)様がどの程度ソーラーカーポートを設置するつもりかこの場ではわかりかねるが、周辺の住環境問題を考える必要がある。</p> <p>規模的についてはある程度制約しないと、大変な問題になる事を懸念する。</p>
伊藤会長	<p>加藤委員の意見について事務局に回答を求める。</p> <p>周辺住民の皆様とカヤバ(株)様との協議の中で何か問題になっていることはないか。</p>
事務局	<p>カヤバ(株)様は周辺住民（北町自治会）に対して説明会を開催している。</p> <p>その場では反対意見はなかったと伺っている。</p>
伊藤会長	<p>加藤委員は、話し合っている場所とその影響が及ぶ場所は一致すると考えていいか。</p> <p>それとも、もっとより広範囲にわたって影響があるのではないかと懸念されているのか。</p>
加藤委員	<p>例えば、虹ヶ丘の国道41号沿いに太陽光発電設備が見られる。</p> <p>あのように連続して設置した場合、南側に居住している方はどのようなデメリットがあるか本当に理解できているだろうか。</p> <p>もし今回の案が採用された場合、規模的な事を制約しないと、将来的に住環境が悪化することを懸念している。</p>
伊藤会長	<p>加藤委員は特に太陽光設備の「規模感」に注目している。</p> <p>現段階で議論すべきは、規模感の話ではなく、それ以前に用途地域を第1種住居地域から準住居地域に変更するという事ではないか。</p> <p>その規模上の問題で用途地域を変更する事に「反対」しているのか。</p> <p>また、様々な危惧が考えられるようなことを想定すると、用途地域の変更という事を現段階で、「認めてはいけない」ところまで踏み込んだような話にはなるのか。</p>

加藤委員	<p>そこまで踏み込んだ話はしていない。</p> <p>太陽光発電設備は住民の方にとっても必要性がある。</p> <p>それを制限するという事は避けたほうがいい。</p> <p>今回の案を実行した場合、後に、先述したクレームがつく可能性があるのであれば、現時点からある程度検討をすべきだと考える。</p> <p>また用途地域の変更については住民にもメリットがあることなのでいいことだと考える。</p>
伊藤会長	<p>加藤委員が懸念していることを現時点でカヤバ(株)様に事務局から伝えた方がいいという事か。</p>
加藤委員	<p>そういう事だ。</p>
伊藤会長	<p>実施計画が出てくる中で、ある程度こちらから意見を述べるようなことがあり得るのかという事も含めて事務局でご検討いただきたいかがいかがか。</p>
事務局	<p>今回出された意見を事務局も受け止め、今後、カヤバ(株)様から提案が提出されれば、用途地域の変更をすべきか。を深く検討したいと考える。</p>
松尾委員	<p>図面の境界線について問う。</p> <p>今回は企業から提案が提出される見込みであるという事だが、オレンジ色の箇所を見ると一般住民の土地も含まれている。</p> <p>沿線道路沿いで境界を区切るのではなく、住民の敷地も用途変更エリアに含まれているのはなぜか。</p>
事務局	<p>用途地域を変更する際には、カヤバ(株)様の土地だけを用途変更する事が難しい。</p> <p>もし、カヤバ(株)様の土地だけを用途変更した場合、都市計画図がポツンと用途が変わったエリアが出てきて都市計画上好ましくない。</p> <p>よって、カヤバ(株)様と地元住民の皆様が一体となって提案していただく形をとっている。</p>
伊藤会長	<p>第1種住居地域のところを囲って変更するという事か。</p> <p>境界が近隣商業地域、第1種住居地域の境界のところとイコールに</p>

事務局	<p>しながら、変えるべきだというお話でよろしいか。</p> <p>その通りである。</p>
川合委員	<p>このような大規模な施設設置については地域住民の理解が最も大切であると考える。</p> <p>どこまでの範囲で、住民の皆様に対しての説明会をしているか。</p> <p>例えば、図面上で見ると、左側の黄色いエリアのところ（第一種居住地域）にお住まいの方、いわゆる隣接する地域の皆様に対してはどのような対応がされるのか。</p>
事務局	<p>都市計画決定をするにあたり、用途地域を変更する場合は住民説明会をすることが義務づけられている。</p> <p>今回は囲ったエリアにお住まいの方はもちろんのこと、近隣の方にも意見をもらうために、都市計画決定の際には案の縦覧を行う。</p> <p>つきましては、近隣の方にも地元説明をする予定である。</p>
伊藤会長	<p>カヤバ様としても、近隣の住民の皆様のご同意を得るために、十分に手を尽くしてくださいということをお伝えいただければと思う。</p>
巢之内委員	<p>そもそものところから伺う。</p> <p>この報告というのは、この審議会の中で我々はどういう立ち位置で議論し、これを今後どうすべきものなのか、お伺いしたい。</p> <p>また、深く議論をするのであれば、この用紙1枚では物足りないのではないか。</p> <p>この資料で何か議論しなければいけないのか、議論の前に勉強会としてやるべきものなのか。</p> <p>さらに、もう1点。</p> <p>そもそもこの都市計画決定、用途を含めた決定というのは、地元の土地所有者がどうしたいかではなくて、可児市さんがどうしていきたいのか、まちづくりをどうしていきたいのか、地元からのご意見も含めて、市の将来あるべき姿をどうしていきたいのか、をご提案いただくものが本来の筋ではないと考える。</p>
事務局	<p>今回の報告事項としてこの資料をお出ししましたのは、まだ提案を正式に頂いたわけではない。</p>

伊藤会長	<p>カヤバ様とは、以前からこういった要望の話をいただいている。この度、オレンジで囲った地域の自治会に対してカヤバ様が自治会説明を行った。</p> <p>その中で、反対意見等ございませんでしたので、今後この提案に向けて、話を進めていきたいというお話があった。</p> <p>今回は事前に「今後こういった提案が出てきますので、今後ご協議お願いします」ということで報告させて頂いた。</p> <p>では、その提案として提出された場合、この審議会で関与することがあり得るのか。</p>
事務局	<p>あり得る。</p> <p>今回の提案が提出されると、市の内部の方で副市長を頭とした委員会を設置する。</p> <p>提案が必ずしもすべてが実現するわけではない。</p> <p>つきましては、市としてどのような考えでこの提案を受け入れるのか、市としてどのような色付けをしていくのかということ、吟味する。</p> <p>その後、この審議会の方にお諮りしたいと考えている。</p>
巢之内委員	<p>私の2点目の質問の回答も合わせて答えて頂いていると理解しているか。</p>
事務局	<p>その通りである。</p>
黒見委員	<p>可児市内で既に、太陽光発電施設がたくさんある。</p> <p>これは可児市に限ったことではなく、全国的にそういう傾向がある。</p> <p>太陽光発電施設については、先ほど加藤委員から住環境への影響の話があったが、景観上の問題がかなり大きいと考える。</p> <p>これに対して、法規制の中で対処が難しいという側面はあるが、GXとか環境への配慮だけで、太陽光発電施設を認めるような格好になる事に危険性を覚える。</p> <p>可児市としてこの太陽光発電施設の建設を景観上の観点からどう今後を受けとめていくのかを議論した上で、判断すべきだと考える。</p>

	<p>仮にこの案件が通ると、同様の案件で大規模な太陽光発電施設を作りたいというような話が出てきて、「今回の箇所用途地域が変更できるなら、うちの土地も用途地域を変更して欲しい。」というような話になってくることを心配する。</p> <p>また、第一種住居地域から準住居地域への変更となると、用途規制としてはかなり緩和されることになる。</p> <p>その辺も慎重に対応されるべきだと考える。</p> <p>また、可見市の景観行政等をよく連携をされて考えられる方がいいと考える。</p>
伊藤会長	<p>景観行政の視点それから住民環境の住民の生活環境の視点等が出てきている。</p> <p>何か可見市として、太陽光発電についてどう取り扱うかというようなことよく議論して今回の案件に活かして頂きたい。</p>
菱川委員	<p>農業委員会で、農地に太陽光発電設備を設置する申請がある。</p> <p>正式な書類なので、我々も審議して、「設置には反対」という答えは出すことができず、設置を許可している。</p> <p>営農型発電において下は農地で、上は発電をするという形がある。</p> <p>これについて、可見市においても、許可を出すなら、その3年おきに営農計画の実績を提出する必要がある。そういう条件をつけて許可を出すことがある。</p> <p>今我々が一番心配していることは、こういう大型の太陽光発電施設が20年30年過ぎた後、地主が（申請者）が管理してできるのか。そこまである程度書面で約束をしないと最後ゴミになる事を農業委員会で危惧している。</p>
伊藤会長	<p>様々な懸念事項が太陽光発電設備にはあることは皆さん、それなりに重々承知をしている。</p> <p>市役所も把握していると思うので、そういった懸念も含めて、この件に関して言えば、近隣住民それから、もう少し広いエリアの中での住民の生活環境だとか、継続性だとか、その後の廃棄の問題もあるのかもしれない。</p> <p>そういう懸念もあるということを踏まえながら、カヤバ(株)様とよく協議をしていただくことが大事だと考える。</p>

田上委員	この案件は所管課で詳細な打合せはされているのか。
事務局	詳細な打合せはされていないが、相談程度は受けている。
伊藤会長	本日の議題は以上となる。進行を事務局へお返りする。
事務局	貴重な意見をいただきありがとうございました。
林建設部長	閉会に際しあいさつ 【都市計画審議会閉会 午後3時00分】